

自治体の皆様へ ～一般廃棄物収集運搬許可業者による家電リサイクル券の発券について～

2021年4月 経済産業省・環境省・一般財団法人家電製品協会

下記手順により、一般廃棄物収集運搬許可業者が、小売業者用の家電リサイクル券を発券できるようになります。小売業者の引取義務の対象とならない特定家庭用機器廃棄物の回収を一般廃棄物収集運搬許可業者が行う場合などにおいて、御活用ください。

① 概要

- 一般廃棄物収集運搬許可業者が、小売業者からの委託によらず、排出者から特定家庭用機器廃棄物（エアコン、テレビ（ブラウン管式、液晶・プラズマ式）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機が廃棄物となったもの）を引き取り、指定引取場所まで運搬する（すなわち、家電リサイクル法ではなく、廃棄物処理法に基づき運搬する）場合、通常、使用する家電リサイクル券は、料金郵便局振込方式（いわゆる郵便局券）となります。
- しかし、排出者の負担軽減等の観点から、適法・適切に特定家庭用機器廃棄物の収集運搬及び家電リサイクル券の取扱いができると判断される一般廃棄物収集運搬許可業者については、家電リサイクル券の取扱者となることが可能です。家電リサイクル券の取扱者となることにより、当該業者は家電リサイクル券の料金販売店回収方式（通常、小売業者が発券する方式）の運用が可能となり、料金振込の手間を簡素化できます。

② 入会手順の概要

- 以下の流れにより、市町村が一般財団法人家電製品協会に対し、家電リサイクル券の取扱者となる一般廃棄物収集運搬許可業者を推薦します（一般廃棄物収集運搬許可業者からの直接申込みは、受け付けておりません。）。
 - （1）一般廃棄物収集運搬許可業者が、市町村に対し、家電リサイクル券の取扱者となることを希望する旨を申し出る。
 - （2）市町村は、当該業者について、所定の事項（経理的基礎・事務処理体制等）を確認する。
 - （3）市町村は、当該業者について、責任を持って特定家庭用機器廃棄物の収集運搬及び家電リサイクル券の取扱いができると判断する場合、家電製品協会に対してこれを推薦し、必要書類を送付する（※市町村の推薦については、当該業者に関して、リサイクル料金の管理を適切に行うことができること、特定家庭用機器廃棄物の収集運搬を適法に行うことができること、家電リサイクル制度・家電リサイクル券システムを理解していること、等を確認して市町村において判断してください。）。
 - （4）家電製品協会において市町村からの推薦を確認した後、家電製品協会から当該業者に対し、家電リサイクル券の取扱者となるための必要手順の連絡・書類の送付などを行う。
- まずは下記ホームページにて詳しい手続き方法を御確認ください。

一般財団法人家電製品協会家電リサイクル券センター（RKC） 一般廃棄物収集運搬許可業者が取扱者となる場合に係る紹介ページ

<https://www.rkc.aeha.or.jp/localgov/index.html>

RKCコールセンター

TEL 0120-319640（午前9時～午後6時（日・祝休））

IP電話などフリーダイヤルに
つながらない場合

03-5249-3455（有料）